



様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2025 年 6 月 25 日

いわき市長 殿

提出者

住 所 いわき市勿来町窪田十条1番地

氏 名 日本製紙株式会社 勿来工場

参与 勿来工場長 渡邊 芳人

電話番号 0246-65-3111(代)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日本製紙株式会社 勿来工場
事業場の所在地	いわき市勿来町窪田十条1番地
計画期間	2025 2024年4月1日～ 2026 2025年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	パルプ・紙・紙加工品製造業
② 事業の規模	製品出荷額 19,991百万円(2024年度実績)
③ 従業員数	170人(2025年4月1日現在)
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	発生したPCB汚染物を場内グループ会社による無害化処理を行い、再生利用業者へ処理委託する。 また、優良認定業者への処理委託を進める。

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

廃棄物（担当者が管理）→運搬業者受託者に依頼（担当者）→運搬受託者が運搬（マニフェスト発行）→処分先（中間処分先）に運搬→処分受託者が処分→処分後マニフェストが戻る（発行者が確認）→安全環境管理室で5年間保管・管理。
運搬受託者、処分受託者とは、それぞれ契約を結んでいる。

電子マニフェストに関しては、各職場において廃棄物の台貫数量を基にマニフェストを発行する。安全環境管理室が毎月月末に電子マニフェストシステム上で発行済みマニフェストの確認及び、運搬終了・中間処理終了・最終処分終了の確認を行い、チェック漏れなどがあれば、収集運搬業者若しくは処分業者へ連絡し処理状況を確認している。

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 2024 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙参照	別紙参照
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙参照	別紙参照
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) —		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 各職場において、混合廃棄物とならない様、分別強化を行っている
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 各職場において、混合廃棄物とならない様、今後も分別強化を行う

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 2024 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙参照	別紙参照
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙参照	別紙参照
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) —		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 2024 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙参照	別紙参照
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) グループ会社でのP C B汚染物無害化処理設備稼働		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙参照	別紙参照
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 前年度に引き続きP C B汚染物無害化処理の実施		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（ 2024 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙参照	別紙参照
	自 ら 埋 立 処 分 を 行 っ た 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙参照	別紙参照
	自 ら 埋 立 処 分 を 行 う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) —		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 2024 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙参照	別紙参照
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組) 優良認定業者への処理委託、及びP C B無害化による再生利用業者 への委託		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙参照	別紙参照
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 優良認定業者への処理委託、及びPCB無害化による再生利用業者への委託		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（2024 年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	t	
	(今後実施する予定の取組等) 継続して電子マニフェストを使用する		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

①現状 【前年度実績】 2024年度

		産業廃棄物の抑制に関する事項	自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項	自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項	自ら行う産業廃棄物の埋立て処分又は海洋投入処分に関する事項	産業廃棄物の処理の委託に関する事項					
番号	産業廃棄物の種類	排出量	自ら再生処理を行った産業廃棄物の量	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	自ら埋立て処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	全処理委託量	優良認定業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	認定熱回収業者への処理委託量	認定熱処理回収業者以外の熱回収を行う業者への委託量
1	pH2.0以下の廃酸	0.00					0.00	0.00			0.00
2	PCB汚染物(廃プラスチック類)	0.33					0.33	0.33			0.330
3	PCB汚染物(タンク塗膜)	10.97					10.97	10.97			10.97
4	PCB汚染物(汚泥)	7,420.90	7333.63		1352.38		6,068.52	6068.52	5,981.25		87.27
5	廃石綿等(飛散性)	8.09					8.09	8.09			
合計		7,440.29					6,087.91	6,087.91	5,981.25		98.57

特別管理産業廃棄物処理計画書

②計画 【目標】 2025年度

単位:(t)

番号	産業廃棄物の種類	産業廃棄物の抑制に関する事項	自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項	自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		自ら行う産業廃棄物の埋立て処分又は海洋投入処分に関する事項	産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
		排出量	自ら再生処理を行った産業廃棄物の量	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	自ら埋立て処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	全処理委託量	優良認定業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	認定熱回収業者への処理委託量	認定熱処理回収業者以外の熱回収を行う業者への委託量
1	pH2.0以下の廃酸	0.00									
2	PCB汚染物(廃プラスチック類)	0.00									
3	PCB汚染物(タンク塗膜)	0.00									
4	PCB汚染物(汚泥)	8,172	8,172		1,692		6,655	6,655	6,480		175
5	廃石綿等(飛散性)	0.00									
合計		8,172.00					6,655.00	6,655.00	6,480.00		175.00